

本年3月29日付けで公布された所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)により、医療用機器の特別償却制度の見直しが為されました(表1)。本制度は医療機関向けの特別償却制度となりますが、医療機器の製造メーカー又は販売会社が関わる部分があるため今回取り上げたいと思います。

医療機関は本制度の適用を受ける際、必要な手続きとして所定の性能を有することを謳った製造メーカー又は販売会社によるパンフレットや仕様書(以下、「パンフレット等」という。)を添付する場合があります。このため、医療機器の製造メーカー又は販売会社は、本制度に係るパンフレット等について医療機関から問い合わせを受けることが想定されます。本コラムでは、表1に示す本制度のうち、パンフレット等が関連する「①医師及び医療従事者の働き方改革の推進」に関して解説致します。

【表1：制度の内容】

① 医師及び医療従事者の働き方改革の推進【拡充】	
● 「医師は全業種の中で最も長時間労働の実態にある」ことに対応し、地域における安全で質の高い医療を提供するため、医師・医療従事者の勤務時間短縮に資する一定の設備について、特別償却をできることとする。	
対象設備	医療機関が、都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間削減計画に基づき取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウェアのうち一定の規模(30万円以上)のもの
特別償却割合	取得価格の15%
② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進【拡充】	
● 地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却をできることとする。	
対象設備	病床の再編等のために取得又は建設(改修のための工事によるものを含む)をした病院用等の建物及びその附属設備
特別償却割合	取得価格の8%
③ 医療用機器の効率的な配置の促進【延長】	
● 医療用機器の特別償却について、配置の効率化又は共同利用を特に図る必要がある特定の医療用機器(CT、MRI)の配置効率化等を促す仕組みを講じた上で、期限を2年延長する。	
特別償却割合	取得価格の12%

出典：厚生労働省 HP(<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/000462285.pdf>)

「①医師及び医療従事者の働き方改革の推進」に係る特別償却制度は、以下の類型1～5の設備等を適用対象としており(号外特第5号 厚生労働省告示第153号第2条)¹⁾、その具体的な運用方法は医政発0329第39号²⁾から確認できます。

1. 労働時間管理の省力化・充実に資する勤務時間短縮用設備等(例：勤務管理用ICカード)
2. 医師の行う作業の省力化に資する勤務時間短縮用設備等(例：AIによる音声認識ソフトウェア)
3. 医師の診療行為を補助又は代行する勤務時間短縮用設備等(例：手術支援ロボット手術ユニット)
4. 遠隔医療を可能とする勤務時間短縮用設備等(例：遠隔診療システム)
5. チーム医療の推進等に資する勤務時間短縮用設備等(例：院内搬送用ロボット)

医政発 0329 第 39 号は、この類型 1～5 に該当する設備等を明示していますが、明示されていない設備等の取り扱いについても示しています。具体的には、類型 1～5 の他に、「勤務時間短縮用設備等の製造メーカー又は販売会社が、パンフレットや仕様書において医師等医療従事者の労働時間削減につながるような性能として、従来の製品より 3%以上の効率化を謳っている機器」も上記特別償却制度の適用を受けることができます。医療機関はこの適用を受けるために、従来の製品より 3%以上の効率化を謳った、製造メーカー又は販売会社によるパンフレット等を添付資料として準備する必要があります。ここで、従来製品とは「当該勤務時間短縮用設備等の購入時から法定耐用年数を遡った時点での同一製造メーカーの製品とする」と定義されています。

本制度に関して、厚生労働省医政局による説明会が医機連で 2019 年 4 月 24 日に開催されました。説明会において、「従来の製品より 3%以上の効率化を謳っている」に関連して示された Q&A を抜粋しましたのでご参照下さい(表 2)。

【表 2: Q&A の内容】

質問	回答
法定耐用年数 5 年の医療機器があり、2019 年に購入するとした場合、2014 年以前の旧モデルと比較になるのか。その場合、2000 年、2010 年にモデルチェンジの機器について 2010 年モデルを購入する際、2000 年モデルと比較するのか。	新たに購入するものと、2014 年時点でのモデルと比較(2014 年時点から性能が向上しているか)。
2013 年、2015 年、2017 年にモデルチェンジ。2017 年モデルを購入する場合は 3 世代前の 2013 年モデルと比較するのか。	その通り。
類型 1～5 において明示していない設備等については「3%以上の効率化を謳っていることを要件」としているが、効果を謳っていない製品は対象外か。	その通り。ただし、学術論文等でその効果が示されているものであれば、代替可能であり、メーカーや医療機関がそれを説明する文書を添付すれば対象となる。
特別償却の税制優遇を受けられる設備等は、中古で取得したのも対象になるのか。	中古は対象外。

今回取り上げた特別償却制度に関する詳細な情報は下記リンクをご参照下さい。

1)号外特第 5 号 (厚生労働省告示第 153 号 第 2 条 平成 31 年 3 月 29 日)


<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H190329G0340.pdf>

2)地域における医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度について

(厚生労働省医政局長 医政発 0329 第 39 号 平成 31 年 3 月 29 日)

http://www.hospital.or.jp/pdf/15_20190329_09.pdf

(医療機器政策調査研究所 山本 達郎 記)

医療機器政策調査研究所からのお知らせ  @JFMDA_MDPRO
Twitter で医療機器産業に関連するニュースを配信中。医機連トップページからフォローできます。